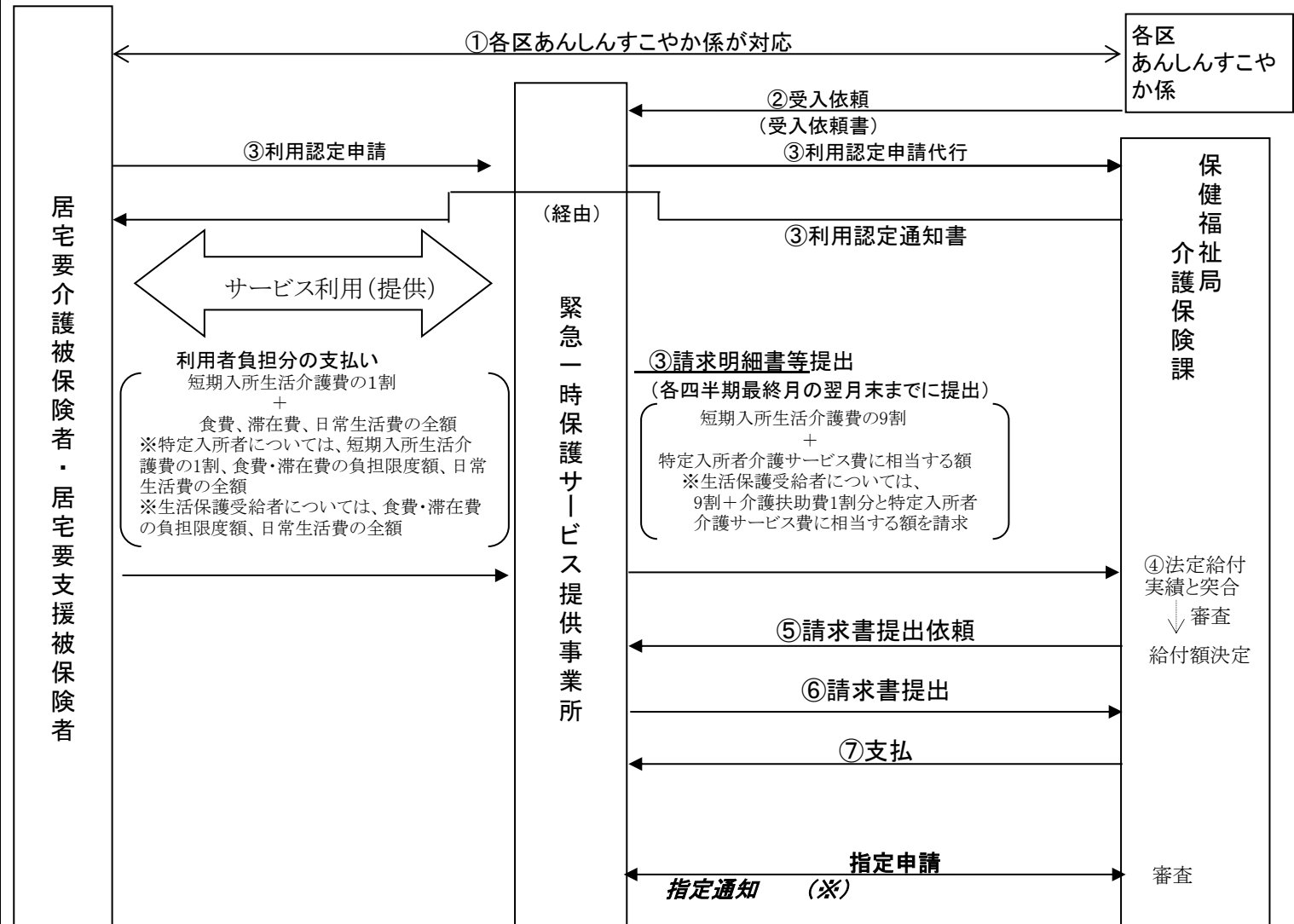


## 緊急一時保護サービス費支給までの流れ



- ①② 虐待の通報を受けたあんしんすこやか係が、緊急一時保護が必要と判断した場合に受入施設を探します。受入施設が決定したら、受入依頼書をあんしんすこやか係から施設へ提出します。
- ③ 居宅要介護被保険者等は「緊急一時保護サービス利用認定申請書」を緊急一時保護サービス提供事業所を通じて保健福祉局介護保険課に提出します。  
※区役所あんしんすこやか係から受けた「受入依頼書」の写しを添付してください。  
介護保険課ではサービス利用に関する審査を行い、利用決定後に「緊急一時保護サービス利用認定通知書」を居宅要介護被保険者等に対して送付します。  
利用認定通知書の送付は、利用認定申請書の提出から10日以内に行うものとします。
- ③ 緊急一時保護サービス提供事業所においては、四半期(3ヶ月)ごとに「緊急一時保護サービス費請求明細書等」を作成し、四半期最終月の翌月末までに保健福祉局介護保険課へ提出します。  
・緊急一時保護サービス費請求明細書等-----  
    ・「緊急一時保護サービス費請求明細表」  
    ・利用者の「サービス提供票(写)」 「サービス提供票別表(写)」
- ④ 保健福祉局介護保険課では法定給付実績と突合確認を行い、支給限度額を超えて居宅介護サービス費の給付対象とならない単位数分について、緊急一時保護サービス費の支給額決定を行います。(審査完了は請求明細書等の提出から1~2ヶ月後になります。)
- ⑤ 保健福祉局介護保険課より、④で決定した金額での請求書の提出依頼を行います。
- ⑥ 緊急一時保護サービス提供事業所は、請求書等を提出します。  
・緊急一時保護サービス費請求書等-----  
    ・「請求書」  
    ・「市町村特別給付費口座振替指定書」(初回のみ)
- ⑦ 保健福祉局介護保険課では、緊急一時保護サービス費の請求書の提出があった月の翌月末までに緊急一時保護サービス提供事業所に対して支払いを行います。

(※) 緊急一時保護サービス提供事業所においては、サービスを居宅要介護被保険者等に対して提供するうえで、事前に保健福祉局介護保険課に対して指定申請を行い、市長から指定を受けておく必要があります。(市立高齢者介護介護支援センターの指定に際しては、申請の必要はありません。)